

西尾市電子契約に関するQ&A（令和8年4月13日作成）

質 問	回 答
1、電子契約全般について	
いつから電子契約が利用できますか。	令和8年1月以降に入札公告又は指名通知する案件から電子契約による契約締結ができるようになります。
電子契約はどのような案件が対象となるのか。	電子入札に係る建設工事、コンサル業務の案件を対象とします。
電子契約の対象とする案件は拡大する予定はあるか。	以下のとおり対象とする案件を順次拡大していく予定です。 ・令和8年4月から電子入札に係る建設工事・コンサル業務の変更契約 ・令和9年1月から物品・役務に係る当初契約、変更契約（請書を除く）、電子入札の範囲外である建設工事・コンサル業務の契約（請書を除く）
電子契約は必ず利用しなければいけないのか。	電子契約を利用するかどうかは事業者様の申出に基づくものであり、任意ですので、従来の紙契約でも対応可能です。 ※電子契約のメリットもありますので、積極的な活用をお願いいたします。
電子契約にはどのようなメリットがあるのか。	事業者が行っている契約書の製本、代表者印の押印・割印、収入印紙の貼付等が不要となり時間短縮や費用の削減に繋がります。
2、契約書について	
電子契約での契約締結日はいつになるのか。	当事者全員のタイムスタンプが刻印された日が契約締結日となります。契約書には契約日を記載しており、市は、原則、記載の契約日と同日に電子署名（タイムスタンプの付与）を行います。
電子契約で締結した場合、どれが契約書の原本になるのか。	電子署名が付与されたPDFファイルが原本となります。
市と締結した電子契約書には、印影(署名画像)は表示されるか。	電子契約書には、印影（署名画像）はつきません。
契約締結したPDFファイルを複製した場合、契約書としての効力はあるのか。	原本を複製した場合は同等の効力を有するものとして扱われます。
電子契約を希望している場合でも、紙契約になる場合もあるのか。	紙での契約が法的に求められているものや、10年を超える契約期間のものなど、一部電子契約の対象外となる場合があります。あらかじめご了承ください。
従来、契約書と合わせて製本していた書類（仕様書、図面等）は、電子契約の場合どうなりますか。	契約書と合わせて製本していた書類は、市で全てPDF化し、電子契約サービスにアップロードします。
3、電子契約のシステムについて	
電子契約を利用するにあたり、別途登録や費用が必要か。	別途登録、費用は必要ありません。ただし、インターネット接続に係る費用等は事業者の負担となります。
電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要か。	ブラウザ上で実行されるため不要です。 推奨環境：Google Chrome 最新版、Firefox 最新版、Microsoft Edge (Chromium版) 最新版
電子契約をするにあたり、電子署名用のICカードは必要か。	不要です。
4、電子契約の利用手続きについて	
電子契約を利用するためには申出が必要か。	電子契約サービスを利用した契約締結を希望される場合は、希望する案件ごとに入札時に「契約締結方法申出書」を提出してください。

質 問	回 答
電子契約利用申込書はどのように提供され、どのように提出するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札の場合 CALS/EC 内訳書と同一ファイル別シートに様式が添付されています。入札時に「契約締結方法申出書」を添付してください。 ・随意契約 CALS/ECの案件ごとに添付されています。 入札（見積）書提出時にメールで財政課契約検査担当へ提出してください。
紙での契約を希望する場合でも契約締結方法申出書の提出が必要か。	契約方式の確認につきましては、電子入札時に提出する契約締結方法申出書で電子契約か紙契約を受注者が選択することになります。そのため、紙での契約締結を希望される場合も契約締結方法申出書の提出は必要です。紙での契約を希望する理由を記載し、ご提出をお願いします。
案件ごとに契約締結方法申出書の提出が必要か。	案件ごとに契約締結方法申出書の提出が必要です。
契約締結方法申出書に記載するメールアドレスは、入札参加者資格名簿に登録しているアドレスと異なっても良いか。	出来る限り入札参加資格名簿と同一のアドレスでお願いします。登録されているアドレスが使用不可になっているなどの場合は、契約締結権者又は契約締結権者から代理権を授与された契約締結事務責任者のメールアドレスを記載してください。後日、入札参加者資格名簿のメールアドレスも同様に変更するようお願いします。
契約締結方法申出書を添付せずに、応札処理してしまった。電子契約希望ですが、どのようにしたらよいか。	開札までに契約締結方法申出書を財政課契約検査担当にご提出ください。
契約締結方法申出書を提出しましたが、紙契約に変更したい。変更は可能ですか。	電子契約締結前であれば変更できる場合がありますので、財政課契約検査担当にご相談ください
契約書以外に市に提出していた書類の提出方法に変更はあるか。	変更はありません。
署名する前に契約書に不備や誤り等に気付いた場合はどのように対応したらよいか。	契約書に誤りがあり同意できない場合は、画面右上の「その他のメニュー」の「署名を辞退する」を選択し、署名辞退の理由を入力してください。その内容が市の担当者へ電子メールで届きます。その後、修正後の内容で再度電子契約の手続きを行うことになります。

質 問	回 答
電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいか。	<p>電子契約締結完了後の「電子署名完了のお知らせ」メールに契約書のPDFファイルが添付されている場合がございます。 ※ファイルサイズが6MB以内（キャリアメールの場合は、2MB以内）の場合添付されます。</p> <p>また、電子契約締結完了後の「電子署名完了のお知らせ」メール本文のダウンロードURLからインターネットページにアクセスし、ダウンロードすることも可能です。</p> <p>なお、メール本文のダウンロードURLの期限（※契約締結後2週間）が切れた場合は、締結後30日以内であれば、GMOサインのアカウント登録（無料）を行い、アカウントへの文書保管を行うことで、GMOサインのアカウントにログインし、文書管理から当該契約書をダウンロードすることが可能です。</p> <p>保管方法の詳細は以下のヘルプページをご参照ください、 【文書管理】相手から署名依頼された文書のダウンロード・保管 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4413766693273</p> <p>締結後30日が経過し、ダウンロードができない場合は西尾市までお問い合わせください。</p>
5、その他	
電子契約利用のためにはどのような環境が必要か。	通常のインターネット環境（ホームページ閲覧、メールの送受信等）があれば原則利用可能です。
電子契約システムを使用して書類の提出等はできるか。	電子契約システムは契約書を取り交わす機能のみとなっているため、書類の提出はできません。
契約締結完了後に送付されるPDFファイルの編集は可能ですか。	ファイル名は変更可能ですが、内容の変更はできません。
スマートフォンでも電子契約の締結は可能でしょうか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマートフォンであれば、電子契約の締結は可能です。
ダウンロードした契約書を印刷した場合、署名も含め印刷されるか。	契約書を印刷した場合、電子署名とタイムスタンプは印刷されません。必要な場合は電子契約締結証明書を印刷してください。
「契約締結証明書」とは何か。	<p>契約締結証明書とは、いつ誰がどの書類について合意をしたかということが簡単に確認できる証明書です。</p> <p>参考：【文書管理】電子契約締結証明書 [Ver. 2] https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/2287113916113</p>
契約書を紙で印刷した場合、契約書が契約締結済であることを確認する方法はあるか。	<p>契約締結証明書には、当該契約固有の締結証明書IDが記載されています。</p> <p>印刷した契約書に記載されている締結証明書IDと、契約締結証明書の締結証明書IDを比較することで、当該契約が契約締結済かどうか確認できます。</p>
契約締結証明書はどこからダウンロードすればよいか。	GMOサインのアカウントを作成することで、ダウンロード・印刷することが可能となります。さらに契約書の電子データをアカウント内に保管できます。また、「電子印鑑GMOサイン」のスマホアプリで外出先でも署名・文書確認が可能になります。